



平成 21 年 3 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社ウィーヴ  
代表者名 代表取締役 鈴木 徹也  
( J A S D A Q ・ コード 2360 )  
問合せ先  
役職・氏名 社長室長 刑部 徹  
電話 03-6408-1881

## 主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ

今般、当社の主要株主である筆頭株主及び主要株主（以下、「主要株主等」といいます。）に異動が生じることとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 異動が生じた経緯

ACA グロース1号投資事業有限責任組合及びMCPシナジー1号投資事業有限責任組合（以下、「公開買付者ら」といいます。）が平成21年1月14日より実施しておりました、当社株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）が、平成21年3月2日をもって終了いたしました。これに伴い本日、公開買付者らより本公開買付け結果について連絡があり、当社の主要株主等に以下のとおりの異動が生じることとなりました。

なお、公開買付者らは当社株式の過半数を保有することになります。また、平成21年1月13日付「当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」にて公表しておりますとおり、今後、当社は公開買付者らから2名の社外取締役の派遣等の支援を受ける予定ではありますが、当社取締役4名が引き続き経営にあたる予定であること、及び公開買付者らは当社に実質的な支配をおよぼすことを目的とせず、当社株式を投資目的で保有することから、公開買付者らが当社の親会社及びその他関係会社に該当することはありません。

#### 2. 当該主要株主等となるものの概要

(1)名称	ACA グロース 1 号投資事業有限責任組合
(2)設立根拠等	投資事業有限責任組合法第 3 条第 2 項に掲げる組合契約に基づき組成
(3)設立目的	事業性が有望な小型上場企業に対して投資を実行し、経営支援、事業支援、資金供給を通じて企業価値向上に努める。 投資時から Exit 時に至るまで、投資対象企業の経営陣と円滑なコミュニケーションをとり、友好的な関係を保つことを重視。
(4)所在地	東京都千代田区平河町二丁目 16 番 15 号
(5)無限責任組員	アント・コーポレートアドバイザー株式会社 代表取締役 東 明浩
(6)投資額の総額	5,000 百万円
(7)当社との関係等	当社（役員・役員関係者・大株主含む）と買付先との間の資本関係、人的関係、取引関係等の状況につきましては、該当事項はありません

(1)名称	MCP シナジー1号投資事業有限責任組合
(2)設立根拠等	投資事業有限責任組合法第3条第2項に掲げる組合契約に基づき組成
(3)設立目的	日本におけるメディア/コンテンツ業界の一翼を担うベンチャー企業の育成、創出を目的とする。投資後はモニタリング中心の一般的なVCと一線を画し、事業会社の協力を得ながら徹底したハンズオンで投資先を支援する。
(4)所在地	東京都千代田区平河町二丁目16番15号
(5)無限責任組合員	アント・コーポレートアドバイザー株式会社 代表取締役 東 明浩
(6)投資額の総額	4,000百万円
(7)当社との関係等	当社(役員・役員関係者・大株主含む)と買付先との間の資本関係、人的関係、取引関係等の状況につきましては、該当事項はありません

### 3. 主要株主である筆頭株主でなくなる者の概要

(1)氏名	鈴木 徹也
(2)住所	東京都世田谷区
(3)当社との関係	代表取締役社長

### 4. 異動前後における当該主要株主等の所有議決権数(所有株式数)及びその議決権の総数(発行済株式総数)に対する割合

#### (1) ACAグロース1号投資事業有限責任組合

	議決権の数 (所有株式数)	総議決権の数に対する割合	株主順位
異動前	0個 (0株)	%	
異動後	13,538個 (13,538株)	46.62%	第1位

#### (2) MCPシナジー1号投資事業有限責任組合

	議決権の数 (所有株式数)	総議決権の数に対する割合	株主順位
異動前	0個 (0株)	%	
異動後	10,830個 (10,830株)	37.29%	第2位

#### (3) 鈴木 徹也

	議決権の数 (所有株式数)	総議決権の数に対する割合	株主順位
異動前	6,232個 (6,232株)	21.46%	第1位
異動後	0個 (0株)	%	

議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 0株  
平成21年3月3日現在の発行済株式総数 29,040株

5. 異動年月日 平成21年3月6日（本公開買付けの決済開始日）

6. 今後の見通し

平成21年1月13日付「当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」にて公表しておりますとおり、今後、公開買付者らは以下の手続きにより、当社の発行済株式の全てを取得し、当社の株式を非公開化させるための一連の取引を行うことを予定しております。

公開買付者らは、当社の定款の一部を変更して当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、定款の一部を変更して当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付すこと、及び当社の当該株式の全部取得と引換えに別個の種類当社の株式を交付することを付議議案に含む臨時株主総会の開催を当社に要請する意向を有しています。当該臨時株主総会の開催にあたり、公開買付者らは、上記ないしを同一の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを要請する予定です。また、本手続を実行するに際しては、本臨時株主総会において上記のご承認をいただきますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者らは、当社に対し、本臨時株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。なお、当社はかかる要請に応じて本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催することを検討しており、本臨時株主総会及び本種類株主総会は、平成21年4月頃に開催される見込みです。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として別個の種類当社の株式が交付されることとなりますが、当社の株主の中で交付されるべき当該別個の種類当社の株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却価格（及びこの結果株主に交付されることになる金銭の額）については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定ですが、生じる端数の数及び会社法第234条第2項に基づく裁判所の許可の内容等によっては、この金額が本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は本日現在未定ですが、公開買付者らは当社に対し、公開買付者らの所有にかかる当社株式数の合計が、当社の発行済株式の総数となるよう公開買付者ら以外の当社の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。

上記ないしの手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めにしたがって、株主が当社に対してその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)上記の全部取得条項が付された株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めにしたがって、株主が裁判所に対して当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(i)又は(ii)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、上記(i)又は(ii)の方法がとられた場合に株主が取得できる価格は、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主各自において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。公開買付者らは、上記ないしの方法については、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者らの株券等所有割合及び公開買付者ら以外の当社株主による当社の株式の所有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法

を当社に対して要請する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者らは、公開買付者らの所有にかかる当社株式数の合計が、当社の発行済株式の総数となるよう、公開買付者ら以外の当社の株主に対して最終的に現金を交付する方法を採用するよう、当社に要請することを予定しております。この場合における当該当社株主に交付する金銭の額についても、特段の事情のない限り、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定ですが、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。上記 ないし の議案や手続の実施の詳細及び時期等につきましては現時点においては未定ですが、決定次第、金融商品取引所等を通じ速やかに公表いたします。

なお、上場廃止後は、当社株式をジャスダック証券取引所において取引することができません。

【ご参考】異動日(平成21年3月3日)現在の議決権総数、発行済株式総数及び資本金の額

議決権総数	29,040個
発行済株式総数	29,040株
資本金の額	1,166,974,000円

以 上